I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	国民年金に関する事務		
②事務の概要	国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者(任意加入者を含む)の資格異動に関する事項の届出・氏名及び住所の変更に関する事項の届出・死亡に関する事項の届出・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出・法定免除の該当、消滅届出及び年金手帳の再交付申請の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例申請の受付・審査・報告 ③各種年金の裁定請求、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等及びそれに関連する各種申請書・届書等の申請等の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報等の提供 ⑤日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務 ⑥年金生活者支援給付金に関する届出の受付・審査・報告を行い、支給に必要な情報を報告 ⑦法定受託事務以外の届書等の回送 ⑧厚生労働省社会保障審議会(年金記録訂正分科会)への情報提供 ⑨その他上記に関連する業務		
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア		

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十
	一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表 第46の項
	┃並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で
	定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

·<mark>連絡先 栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134</mark>

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年3月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和	17年3月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	☑(委託や情報提供ネットワ·	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
・手作業でマイナンバーを入力する必要がある際には、申請者からマイナンバーの提供を受け真立を行っている。また、入力した項目は複数人の目を通している。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する対策を講る。			人の目を通している。

9. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	· 啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] 1) 2)	<選択肢>)特に力を入れて行っている)十分に行っている)十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目	目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	く [十分である] 2) 3)	<選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書析る。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書を行う対策を講じている。		